自然災害発生時における
警備員の安全確保のためのガイドライン

2026年9月 第2版

一般社団法人 全国警備業協会

改訂の主なポイント

項目	改訂の内容
避難情報の更新	令和８年３月改定の内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、警戒レベル相当情報の整理・名称変更に対応した。
防災気象情報の反映	新たな防災気象情報における「レベル４危険警報」、「レベル５特別警報」等を判断材料に加えた。
線状降水帯への対応	半日前予測、直前予測、発生情報の各段階に応じた警備業務の縮小・中止・退避判断を明記した。
酷暑・猛暑・熱中症対策	熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートを踏まえた屋外勤務・長時間勤務の安全確保策を追加した。

目次

第１章 総則
第２章 安全確保の基本原則
第３章 自然災害により警備員に生じる危険
第４章 平時の備え
第５章 災害発生時の対応
第６章 災害別対応基準
第７章 契約及び業務運営
第８章 推進及びフォローアップ

別紙　避難行動の整理表

はじめに

近年、台風や豪雨などの自然災害が激甚化する中で、災害時に警備員が死傷する重大事故が発生している。自然災害が内包する危険性は、通常での警備業務において想定される危険性とは大きく異なり、災害発生時には警備員も一般市民と同様に生命の危険にさらされ、かつ、避難の判断の遅れが直ちに重大事故につながることになる。

そこで全国警備業協会では、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月策定）での「自らの命は自らが守る」との意識の保持及び主体的避難行動の必要性を踏まえつつ、自然災害時の労働災害の防止を目的として「自然災害発生時における警備員の安全確保のためのガイドライン」（令和４年９月 28 日）を策定したところである。当該ガイドラインでは、警備業者の安全確保義務（労働安全衛生法第 25 条）の履行を担保するためにも、

○ 自然災害発生時に守るべき最低限の行動原則（安全３原則）
○ 警備業者の対応の標準化に向けた、警備員退避判断基準の策定
○ 警備員の安全確保と顧客の警備ニーズの両立を図るための、災害発生時の警備業務の一時停止に関する契約条項モデル

の３点を柱として定めているところであるが、今回、新たな防災気象情報の運用が開始されたことを受け、当該ガイドラインについても、体系付けた改訂を行った。

警備業者においては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各社の実情に応じて活用することで、自然災害時における警備員の安全確保を徹底し、より安全な職場環境の実現に取り組んでいただきたい。

第１章 総則

１ 目的

本ガイドラインは、台風、豪雨、線状降水帯、洪水、土砂災害、高潮、津波、地震、噴火、大雪、猛暑その他の自然災害発生時において、警備員の生命及び身体の安全を確保し、労働災害を防止することを目的とする。

警備業務は、施設、道路、イベント会場、港湾、河川付近、斜面付近その他多様な現場で行われるため、自然災害の発生時には通常の警備業務とは異なる危険が生じる。警備業者は、警備員の安全確保を業務継続に優先させなければならない。

２ 基本理念

自然災害時には、警備員も一般市民と同様に生命の危険にさらされる。特に、台風、豪雨、津波、地震、土砂災害等では、５分、10 分の判断の遅れが重大な結果につながることがある。

基本理念

警備業務の遂行よりも、警備員の生命及び身体の安全を最優先する。警備員及び警備業者は、「自らの命は自らが守る」という意識に基づき、主体的かつ迅速に安全確保行動を取る。

※労働安全衛生法第 25 条において、事業者（警備業者）の労働者（警備員）に対する安全確保義務が課されている。

「事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。」

3　適用範囲

本ガイドラインは、施設警備業務、巡回警備業務、交通誘導警備業務、雑踏警備業務、機械警備業務その他すべての警備業務に適用する。

第２章 安全確保の基本原則

1　安全３原則

原則	内容
第１原則 警備員の主体的退避	警備員は、自らの生命又は身体に危険が切迫していると判断した場合、直ちに避難その他の安全確保行動を取る。
第２原則 警備業者による退避指示	警備業者は、警備員に危険が切迫していると判断した場合、警備業務を中止し、速やかに退避その他の安全確保行動を指示する。
第３原則 避難情報・防災情報の尊重	警備員及び警備業者は、気象庁等の各種防災情報や自治体の発表する避難情報の把握に努めるとともに、警備業者は、現場の警備員への迅速な周知を行い、警備員は、現場の状況を踏まえつつ警戒レベルに応じた安全確保を最優先とした対応をとる。

2　警備業者の責務

警備業者は、労働安全衛生法第 25 条の趣旨を踏まえ、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、警備員を作業場所から退避させる等必要な措置を講じなければならない。他方、警備員は、現場の危険を最も早く認識し得る立場にあることから、危険が切迫していると判断した場合は、会社又は顧客の指示を待たずとも安全確保行動のための行動を取ることができる。

第３章 自然災害により警備員に生じる危険

＜災害別の危険性＞

災害	警備員に生じる主な危険
台風、暴風、暴風雨	飛来物、倒木、転倒、視界不良、車両事故、停電時の移動困難
豪雨、洪水、河川等の氾濫	冠水路への進入、流失、溺水、河川氾濫、マンホール・側溝への転落
集中豪雨、線状降水帯	短時間での危険度急上昇、避難遅れ、道路冠水、土砂災害、河川急増水
土砂災害、斜面崩壊、地すべり	土砂への巻き込まれ、斜面崩壊、道路寸断、孤立
高潮・津波、波浪	浸水、流失、海岸・港湾施設での退避困難
地震、建物倒壊、火災	建物倒壊、落下物、火災、道路損壊、津波発生
噴火、火砕流、降灰	火砕流、噴石、降灰、視界不良、交通遮断
大雪・暴風雪、路面凍結	転倒、車両事故、立ち往生、低体温、視界不良
猛暑・熱中症、暑熱環境	脱水、意識障害、判断力低下、救急搬送を要する体調悪化

第４章 平時の備え

１　災害対応体制の整備

（１）自然災害発生時対応マニュアルの作成及び定期的な見直し

【対応マニュアルに記載する項目例】
- □ 社員及び現場警備員の安否確認方法
- □ 現場警備員との連絡方法及び連絡不能時の対応
- □ 事業所及び警備現場から安全な場所への避難経路・避難場所
- □ 防災用具、保護具、熱中症対策用品の保管方法
- □ 自然災害情報を収集する担当者及び情報収集手段
- □ 情報を社内で報告する場合の報告ルート及び判断権者
- □ 警備業務の中止を決定する責任者
- □ 警備業務を中止する場合の現場警備員への伝達方法
- □ 顧客への連絡方法及び連絡不能時の取扱い
- □ 災害対策本部の設置基準及び代替指揮命令系統

（２）緊急連絡網及び安否確認方法の整備

（３）管制、現場、営業担当、責任者、顧客間の連絡ルートの複線化

（４）災害対策本部の設置基準及び代替指揮命令系統の整備

（５）退避先（注1）、避難経路及びリードタイム（注2）、防災用具、通信手段の確認

注１：家族との待ち合わせ場所を事前に決めておく

注２：リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと

２　現場ごとのリスク評価

警備業者は、警備計画の策定時及び契約更新時に、各現場の災害リスクを確認する。特に屋外勤務、夜間勤務、単独勤務、河川・海岸・斜面付近の勤務、長時間立哨を伴う勤務については、通常より慎重に評価する。

確認項目	確認内容
ハザードマップ	洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域等
避難経路	退避先までの経路、冠水・土砂災害・倒木等により通行不能となるおそれ
通信手段	携帯電話、無線、管制への報告手段、停電時の代替手段
勤務形態	単独勤務、夜間勤務、長時間立哨、高齢警備員の配置状況
暑熱環境	WBGT、日陰の有無、休憩場所、冷房場所、水分・塩分補給体制

3　顧客との事前調整

警備業者は、顧客に対し、本ガイドラインの趣旨を説明し、自然災害時には警備員の生命及び身体の安全を最優先することについて理解を得るよう努めるとともに、認識の共有及び確認のための文書による明確化を図る。

（1）災害時の業務停止基準

（2）警備員の退避基準（業務停止後の警戒レベル等に基づく退避行動のフロー化：現場配置からの撤収、現場における安全確保と一時的退避・待機、現場からの離脱・退避）

（3）顧客への連絡方法及び連絡不能時の取扱い

（4）警備業務停止時の責任分担及び料金の取扱い

4　教育・訓練

警備業者は、警備員及び管理部門に対し、自然災害発生時時対応マニュアルの周知・徹底を図るとともに、災害発生時の安全確保に関する教育・訓練を定期的に実施する。

（1）避難情報及び防災気象情報の見方

（2）線状降水帯情報、キキクル、河川水位情報等の確認方法

（3）熱中症警戒アラート及び WBGT に基づく対応

（4）退避判断（リードタイム）、管制（会社）への報告、顧客への連絡

（5）安否確認及び負傷者発生時の対応

第５章 災害発生時の対応

1　基本フロー

警備業者は、自然災害発生時には「安全３原則」を基本とし、あらかじめ定めた対応マニュアルに従って行動する。特に、警備業務の中止や警備員の避難等については、次の点に留意する。

（1）情報を確認する。

自治体避難情報、防災気象情報、警戒レベル相当情報、キキクル、河川水位、線状降水帯情報、熱中症情報等。

（2）現場の危険を確認する。

警備員の生命に危険が及ぶと判断した場合は、契約先へ業務中止を連絡するとともに、直ちに警備員に避難その他の安全確保行動を取らせる。

（3）業務継続の可否を判断する。

業務中止の連絡は可能な限り事前に行うが、危険が差し迫っている場合は、契約先への連絡よりも警備員の安全確保を優先する。

（4）警備員に退避その他の安全確保行動を指示する。

ア　避難や安全確保行動の判断基準は、本ガイドライン第５章に定める基準による。

イ　避難等の具体的な行動は、内閣府「避難情報に関するガイドライン」の避難行動の整理表（別紙）に基づいて実施する。

ウ 施設警備業務や雑踏警備業務では、避難誘導を行う場合であっても、警備員自身の安全を最優先とする。現場の危険が切迫した場合は直ちに避難し、警備業者も警備員を不用意に現場へ留め置かない。

（5）顧客へ業務停止又は退避の事実を連絡する。危険が切迫している場合は退避を先行する。

警備員が被災の危険を感じて自ら避難等の安全確保行動を取った場合、その責任は警備業者が負うものとし、警備員個人に責任を問わない。

（6）退避後、警備員の安否、負傷の有無、帰宅又は待機の可否を確認する。

災害情報の収集から責任者への報告、業務中止の決定、現場への指示伝達、契約先への通知まで、対応マニュアルに従い円滑な情報共有と連絡体制を確保する。

2 対応要領

（1）情報収集

災害発生のおそれがある場合には、警備業者は、速やかに警備員との連絡を確保して現場の状況を把握するほか、危険性の判断に資する自治体、気象庁、国土交通省、 環境省その他関係機関の情報を収集・確認する。

ア 自治体の避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

イ 気象庁の防災気象情報、警戒レベル相当情報、時系列情報

ウ キキクル、河川水位、氾濫情報、高潮・津波情報

エ 線状降水帯半日前予測、直前予測、発生情報

オ 熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラート、WBGT

（2）情報等の総合的判断及び業務継続に係る判断と伝達・連絡

警備業者は、収集した災害に係る情報を総合的に判断し、現場の状況に応じて業務継続の可否を判断し、現場への伝達及び顧客への連絡を行う。ただし、現場周辺において災害がすでに発生している場合には、生命・身体への危険が切迫しているおそれがあることから、業務継続の可否については、遅滞なく組織としての意思決定をし、現場に速やかに伝達（顧客への連絡も現場伝達後遅滞なく実施）する。

業務継続の判断における留意事項

業務継続の判断に迷う場合には、警備員の生命・身体の安全を最優先の検討要素とし、「業務継続」ではなく、「中止・縮小・退避」に軸足を置いた判断をする。

※リードタイムも確保したうえで判断する。

（3）警備員の退避

災害による警備員の生命・身体に対する危険が切迫している場合、安全確保を最優先に、原則として次の手順で対応する。

① 警備業務の停止又は縮小を決定する。

② 警備員に退避その他の安全確保行動を指示する。

③ 顧客へ業務停止又は退避の事実を連絡する。

④ 退避後、警備員の安否及び負傷の有無を確認する。

（4）安否確認

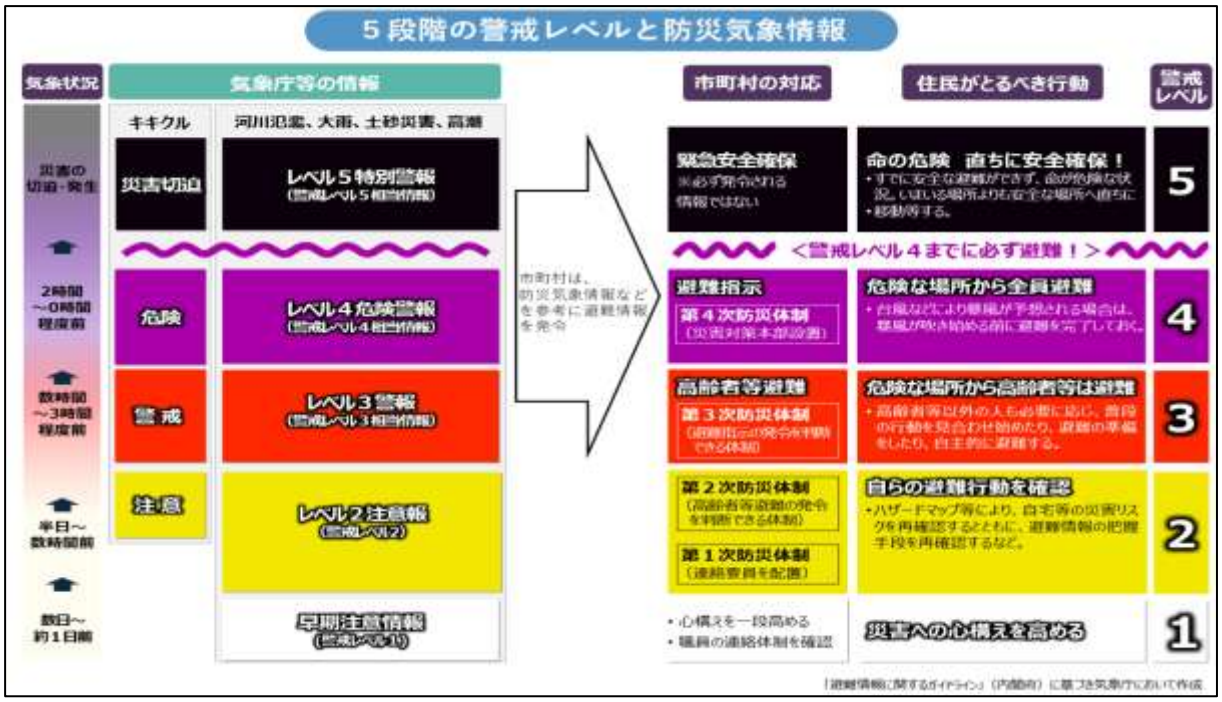
退避後は、警備員の所在、負傷の有無、帰宅又は待機の可否、再配置の可否を確認する。安否確認が取れない場合は、あらかじめ定めた手順に基づき、管制、責任者、必要に応じ関係機関と連携する。

（5）その他

災害が発生している状況下では、警備員が現場に居合わせた人々の避難誘導を行うことも想定されることから、警備業者は、業務継続の可否や退避等のほか、現場の状況に応じた警備員自身の安全を確保したうえでの避難誘導の在り方についても、明確に指示・連絡する。

第６章 災害別対応基準

＜河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮＞



	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	警備業者の対応 （住民がとるべき行動）
警戒レベル ５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報	直ちに業務中止。警備員の安全確保を最優先し退避完了を確認
＜警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル ４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	原則として屋外警備業務を中止し退避。河川・海岸・斜面・地下施設周辺は即時退避
警戒レベル ３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	屋外勤務の縮小検討、交通誘導・巡回警備の配置見直し、高齢者等避難対象地域では早期退避準備 （避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など）
警戒レベル 2	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	河川・低地・地下施設・山間部現場の警戒強化 （避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど、避難行動を確認）
警戒レベル 1	早期注意情報				屋外業務の予定確認、代替配置計画の準備

○ 洪水

気象庁の洪水キキクル及び国土交通省「川の防災情報」による河川水位・水害リスクラインを確認し、レベル４相当（紫）又はレベル５相当（黒）が表示された場合は退避判断を行う。

○ 線状降水帯

線状降水帯は、同じ場所で数時間にわたり大雨をもたらし、発生すると災害の危険性が急激に高まる。警備業者は、線状降水帯に関する情報を警備業務の継続可否を判断する重要な情報とする。

情報	警備業者の対応
キキクルが紫又は黒を表示	警備員を現場に留め置かない
気象防災速報（線状降水帯発生情報）	直ちに退避行動を開始し、屋外警備は原則中止する
気象防災速報（線状降水帯直前予測）	発生２～３時間前を目標に発表されるため、危険箇所の警備を中止又は縮小し退避準備を開始
気象解説情報（線状降水帯半日前予測）	翌日の交通誘導・イベント警備・巡回警備の実施可否を再評価し、配置計画を見直す

○ 土砂災害

斜面、崖、沢、山間部、造成地、土砂災害警戒区域付近の現場では、大雨時に急激に危険が高まる可能性がある。土砂災害警戒情報、斜面の亀裂、湧水、落石、異音等を確認した場合は、速やかに退避を判断する。

○ 高潮・津波

海岸部、港湾、河口部、低地の現場では、高潮、津波及び波浪による浸水・流失リスクがある。

＜地震＞

① 緊急地震速報の発表から、地震による揺れが収まるまで

・緊急地震速報が発表された場合、直ちに身の安全を確保する（地震による揺れが収まるまでは、身の安全の確保を最優先とする）。

② 地震による揺れが収まった後の対応

・震度５強以上が観測された地域においては、余震に最大限警戒して、身の安全を確保しつつ、警備業務の現場や周囲で地震による被害状況（建物の倒壊や火災、道路の陥没、橋の崩落、がけ崩れ、地滑り等）を必ず確認する。その上で、危険が差し迫っていると判断した場合は、直ちに警備業務を中止し、警備員を安全な場所へ避難させる。
（現場や周囲の状況を確認すること自体が危険と判断した場合は、直ちに警備業務を中止し、避難その他の安全確保行動を取らせる）

・観測された震度が５弱以下の地域でも、危険が差し迫っていると判断した場合は、警備業務を中止し、警備員を安全な場所へ避難させる。

・沿岸部では津波の発生に警戒する（次ページ＜津波＞を参照）。

震度	想定される主な被害や状況	当該地域における警備業者の対応
7	・耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ・耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物は、倒れるものが多くなる。	余震に最大限警戒して、身の安全を確保しつつ、警備業務の現場や周囲で地震による被害（建物の倒壊や火災、道路の陥没、橋の崩落、がけ崩れ、地滑り等）が発生していないかを必ず確認する。 危険が差し迫っていると判断した場合は、直ちに警備業務を中止し、警備員を安全な場所へ避難させる。 （状況を確認すること自体が危険と判断した場合、直ちに警備業務を中止し避難させる）
6強	・耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。 ・大きな地割れや大規模な地すべり、山体の崩壊が発生することがある。	
6弱	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ・耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、傾いたり、倒れたりするものがある。	
5強	・補強されていないブロック塀が崩れることがある。 ・自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	
震度５強以上の場合、余震に最大限警戒しつつ、必ず現場や周囲の状況を確認する		
5弱	・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 ・道路に亀裂等の被害が生じることがある。	危険が差し迫っていると判断した場合は、警備業務を中止し、警備員を安全な場所へ避難させる。

＜噴火＞

火山周辺の現場では、噴火警報、噴火速報、噴火警戒レベル、自治体の避難情報を確認する。噴石、火砕流、降灰、視界不良、交通遮断のおそれがある場合は、警備業務を中止し退避させる。

噴火警戒レベル	状況	災害発生情報、避難情報等（自治体・気象庁発令）	（住民が取るべき行動）	当該地域における警備業者の対応
5	噴火発生又は切迫	避難	危険な居住地域から避難	直ちに警備業務を中止し、警備員を安全な場所へ避難させる。
噴火警戒レベル５または噴火速報が出たら必ず避難 （噴火警戒レベル４以下でも、現場や周囲の状況からして危険が差し迫っていると判断した場合は避難）				
4	重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性あり	避難準備	要配慮者の避難が必要	現場や周囲の状況からして危険が差し迫っていると判断した場合は、警備業務を中止し、警備員を安全な場所へ避難させる。
3	災害のおそれあり	入山規制	登山禁止、入山規制	
2	火口周辺に危険を及ぼす噴火が発生	火口周辺規制	火口周辺の立入規制	
1	火口内に火山灰の噴出等がみられる	活火山であることに留意	通常の生活	

＜津波＞

津波警報、大津波警報、高潮警報等が発表された場合、警備員・警備業者は、必ず現場や周囲の状況を確認したうえで、危険が差し迫っていると判断した場合は、警備業務を継続せず、高台その他安全な場所へ退避する。

情報	警備業者の対応
大津波警報	即時退避、業務完全停止
津波警報	高台へ退避
津波注意報	避難経路確認、海岸業務停止準備

＜大雪・暴風雪＞

大雪、暴風雪、路面凍結が見込まれる場合、交通誘導、巡回、屋外立哨は転倒・車両事故・立ち往生の危険が高まる。交通遮断や帰宅困難のおそれも考慮し、勤務開始前から中止・短縮・交代方法を検討する。

情報	警備業者の対応
暴風雪特別警報	退避完了
暴風雪警報	交通誘導・巡回業務中止検討
大雪特別警報	屋外業務中止
大雪警報	屋外立哨縮小
大雪注意報	配置計画見直し

＜酷暑・猛暑・熱中症＞

酷暑日（40℃以上）や猛暑日（35℃以上）等における屋外勤務、長時間立哨、交通誘導、雑踏警備では、熱中症により生命・身体に重大な危険が生じる。具体的な対応については、気温のみで判断することなく、熱中症特別警戒アラート、熱中症警戒アラート、暑さ指数（WBGT）、現場の暑熱環境（現場の WBGT、作業強度、警備員の服装、事前の暑熱対策状況等）を踏まえ、警備員の安全確保を第一にして行う。

状況	警備業者の対応
熱中症特別警戒アラート発表時 （県内全地点 WBGT35 以上予測）	屋外業務の中止、短縮、時間変更、配置見直しを検討する ※安全確保ができない場合は業務を継続しない
熱中症警戒アラート発表時 （WBGT33 以上予測）	屋外業務を大幅に縮小、休憩、水分・塩分補給、交代要員、日陰・冷房場所の確保を徹底する
WBGT31 以上	激しい作業を中止
WBGT28 以上	作業時間短縮（休憩を増加）
体調不良者発生時	直ちに業務を離脱させ、涼しい場所へ移動し、必要に応じ救急搬送等の対応を行う

※各種警戒アラートは地域の WBGT の状況により発表

【退避判断基準】

区分	判断の目安	警備業者の対応
レベル５相当又は緊急安全確保	災害が発生又は切迫し、命の危険が極めて高い段階	直ちに警備業務を中止し、警備員の安全確保を最優先する。
レベル４相当又は避難指示	災害のおそれが高く、危険な場所から全員避難すべき段階	危険な場所での警備業務を継続しない。退避又は業務中止を判断する。
レベル３相当又は高齢者等避難	災害のおそれがあり、避難に時間を要する者が避難を始める段階	屋外勤務、夜間勤務、河川・海岸・斜面付近では早期退避を検討する。
線状降水帯直前予測・発生情報	短時間で危険度が急激に高まるおそれがある段階	業務縮小、中止、退避を速やかに判断する。
熱中症特別警戒アラート	過去に例のない危険な暑さにより重大な健康被害のおそれがある段階	屋外業務の中止、短縮、時間変更、配置見直しを検討する。

【注意点】
・この章に記載した基準は絶対的なものではなく、あくまで被災の危険が切迫していると判断した場合は、直ちに避難その他の安全確保行動を取らせる。
・本ガイドラインの趣旨に反するような解釈・運用はしない。
（例：「避難指示発令までは避難不要」と解釈し、危険が切迫しても警備を続行）
・現場や周囲の状況を確認すること自体が危険と判断した場合は、直ちに警備業務を中止し、避難その他の安全確保行動を取らせる。

第７章 契約及び業務運営

１　業務停止の考え方

顧客の警備ニーズに配慮しつつも、警備員の安全確保を最優先する。危険が切迫しているときは、顧客の許可又は指示を待つことなく、退避その他の安全確保行動を取る。自然災害により警備員の生命又は身体に危険が生じ、又は生じるおそれがあると判断した場合に、警備業務の全部又は一部停止を円滑に行うためにも、予め顧客との契約時に免責条項を盛り込むように努める。

２　モデル免責条項

台風や暴風雨などの自然災害その他の不可抗力により、警備員の生命・身体に危険が生じる可能性があると弊社が判断した場合には、弊社は、その状況の止むまでの間、地方自治体が発令する避難情報及び気象庁が発表する特別警報等の情報、ならびに一般社団法人全国警備業協会の定めるガイドラインに従い、警備員を避難させるため、本契約に基づく警備業務の提供を停止することがあります。この場合、弊社は、本契約に基づき警備業務を提供する義務を負わないものとします。

なお、停止した間の警備業務に相当する料金については、別途協議するものとします。

第８章 推進及びフォローアップ

１　社内点検

警備業者は、少なくとも年１回、次の事項について点検する。

（１）災害対応マニュアルの整備状況

（２）退避判断基準及び連絡体制の周知状況

（３）顧客との契約条項、仕様書、警備計画書への反映状況

（４）教育・訓練の実施状況

（５）災害時及び猛暑時の実際の対応事例、ヒヤリ・ハット事例

２　見直し及び改訂

本ガイドラインは、法令改正、防災制度の見直し、気象情報の運用変更、大規模災害の発生、警備業界における災害対応事例等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

参考資料

１　一般社団法人全国警備業協会「自然災害発生時における警備員の安全確保のためのガイドライン」（令和４年９月 28 日）

２　内閣府「避難情報に関するガイドラインの改定（令和８年３月）」

３　国土交通省・気象庁「新たな防災気象情報の運用について」（令和７年 12 月 16 日）

４　気象庁「線状降水帯に関する情報」

５　気象庁「熱中症警戒アラート」

６　政府広報オンライン「熱中症特別警戒アラートとは？発表時の対策と熱中症予防のポイント」

別紙

避難行動の整理表

避難行動	避難先	（詳細）	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認　等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル５ 緊急安全確保 （※津波は避難指示のみ発令）	洪水等 土砂災害 高潮 津波
～～～						